

郡山市フロンティア大使設置要領

平成7年10月13日制定
平成16年5月25日一部改正
平成18年1月17日一部改正
令和4年2月4日一部改正
[文化スポーツ部国際政策課]

(趣 旨)

第1 この要領は、郡山市の郷土づくりやPR活動を応援していただくことを目的として設置する「郡山市フロンティア大使（以下「大使」という。）に関する必要な事項を定めます。

(委 嘱)

第2 市長は、郡山市にゆかりのある方で、郡山市の郷土づくりやPR活動を応援していただくのにふさわしい方を大使として委嘱します。

(定 数)

第3 大使の定数は、20名以内とします。

(任 期)

第4 大使の任期は、原則無期限とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中においても解嘱することができます。

- (1) 大使から辞職の申し出があったとき
- (2) その他市長が認めたとき

(大使の活動)

第5 大使には次の活動をお願いします。

- (1) 郡山市が郷土づくりを進めていくにあたって、適宜アドバイスや応援をお願いします。
- (2) 郡山市の良さなどについてPR活動をお願いします。

(情報の提供等)

第6 大使に対しては、郡山市の各種情報等を適宜提供いたします。また、必要に応じて市長との意見交換・交流の場を設けます。

(報 酬)

第7 大使には、無報酬でご協力をお願いします。

(その他)

第8 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成7年10月13日から実施します。

この要領は、平成16年5月25日一部改正。

この要領は、平成18年1月17日一部改正。

この要領は、令和4年2月4日一部改正。